

第百十七号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年十一月二十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

職員 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の給与に関する条例（昭和三十年七月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「六月に支給する場合には百分の百十五、十二月に支給する場合には百分の百二十」を「六月及び十二月に支給する場合には百分の百十五、十二月に支給する場合には百分の百二十」に改め、同項ただし書中「六月に支給する場合には百分の百」を「六月及び十二月に支給する場合には百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の九十五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の百」とあるのは「百分の五十五、十二月に支給する場合には百分の六十」を「百分の九十五」とあるのは「百分の五十五」に改める。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「六月及び十二月に支給する場合には百分の百十五」を「六月に支給する場合には百分の百十七・五」に改め、同項ただし書中「六月及び十二月に支給する場合には百分の百十七・五」に改め、同項ただし書中「六月及び十二月に支給する場合には百分の九十五」を「六月に支給する場合には百分の九十五」に改め、同条第三項中「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の

九十五」とあるのは「百分の五十五」を「百分の百十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の九十七・五」とあるのは「百分の五十七・五」に改める。

付 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

(説明)

特別区人事委員会勧告に基づき、職員の期末手当の年間支給月数を改定する必要があるので、本案を提出いたします。